

25与福第184号  
平成25年7月5日

与謝野町子ども・子育て会議会長 様

与謝野町長 太 田 貴 美

与謝野町子ども・子育て支援事業計画等について（諮問）

与謝野町子ども・子育て会議条例（平成25年与謝野町条例第28号）に基づき、次のとおり諮問します。

#### 諮 問

「子ども・子育て支援法」の中で、平成26年度を期限として「与謝野町子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があるため、国が定める「基本方針」に基づき、地域の保育・教育の需要等を踏まえ、計画の内容とともに子ども・子育てに関連する下記事項について、貴会議の審議を求めます。

#### （審議事項）

- 幼保再編を含む、就学前教育・保育のあり方について  
特に、以下の事項について、年内の建議を求めます。
  - ① 岩滝幼稚園と岩滝保育所の統合による認定こども園の整備と運営について
  - ② 加悦地域の3保育園の統合による認定こども園の整備と運営について
  - ③ 野田川地域の三河内幼稚園と4保育所の統合による認定こども園の整備と運営について
- 「与謝野町子ども・子育て支援事業計画」について
  - ・当事項については、平成26年末までの建議を求めます。
- 学校等の適正規模適正配置に関する与謝野町教育委員会基本方針について
  - ・当事項については、平成26年度末までの建議を求めます。

25 与子ども第8号  
平成25年12月26日

与謝野町長 太田 貴美 様

与謝野町子ども・子育て会議  
会長 足立 経彦

与謝野町子ども・子育て支援事業計画等について（答申）

平成25年7月5日付け25与福第184号により諮問を受けた「与謝野町子ども・子育て支援事業計画等について」の審議事項のうち、

● 幼保再編を含む、就学前教育・保育のあり方について

① 岩滝幼稚園と岩滝保育所の統合による認定こども園の整備と運営について

② 加悦地域の3保育園の統合による認定こども園の整備と運営について

③ 野田川地域の三河内幼稚園と4保育所の統合による認定こども園の整備と運営について

下記のとおり答申いたします。

#### 記

与謝野町子ども・子育て会議としての審議については、あくまでも保護者・子どもの立場に立ち、子どもにとって望ましい教育・保育環境を整備、提供することを中心において進めました。

審議の過程においては、今後5年間の乳幼児数の推移と、幼稚園、保育所及び児童館の現状と課題を分析し、幼稚園・保育所の統合の必要性について協議したほか、保護者の就労の有無に関わらず、同じ教育、保育が提供される「認定こども園」の整備、運営について調査、研究を行いました。

審議の結果、与謝野町において運営している幼稚園の2園と、保育所（園）の8園を現状のまま維持することを望む意見は少なく、諮問のとおり幼保連携型「認定こども園」の整備を進めていくことについての、異論はありません。

しかしながら、会議及び保護者との意見交換において、別紙のとおり様々な意見がありましたので、これからの整備・運営計画に当たっての参考にさせていただくほか、今後も引き続き、地域住民の意見を聞きながら、ニーズに合ったサービスを検討の上、「認定こども園」の整備を計画的に進めていただくことを要望し、答申といたします。

### 1 教育・保育サービスについて

- (1) 未来を担う子どもたちに、より良い教育・保育環境を作っていくことを第1に考えること。
- (2) 住民のニーズを把握し、サービスの向上に努めること。
- (3) 1クラスの人数は、国等の基準を固持することなく、年齢によって柔軟に設定すること。
- (4) 幼稚園教諭・保育士の意見を十分に吸い上げて計画を進めること。
- (5) 夏休み等の長期休暇時における短時間利用児の預かり保育を検討すること。

### 2 職員配置について

- (1) 認定こども園となった場合にスムーズに移行できる職員体制を整えること。
- (2) 職員の研修等の充実に努めるほか、研修等の際に他の職員がフォローできる体制を整えること。
- (3) 保育教諭の配置は、現行の水準を出来る限り維持すること。
- (4) 障害のある子どもに対応できる職員体制を整えること。(加配保育教諭の確保)

### 3 保育料について

- (1) 保育料について、短時間利用児と長時間利用児の間で不公平感が無いように設定すること。
- (2) 保育料の設定については、現行の水準と比較し、保護者の負担増とならないよう配慮すること。
- (3) 短時間利用児が一時保育について利用しやすい設定を行うこと。
- (4) 私立施設と公立施設の保育料の差額を補助し、保護者の負担が軽減できるよう検討すること。
- (5) 児童館に通う子どもたちが、こども園の時間外保育に移行することにより保育料が跳ね上がることをないよう配慮すること。

### 4. 園舎の設置について

- (1) 安全な場所に設定すること。(交通安全が確保できる場所・自然災害に対して安全な場所)
- (2) 利用者の利便性の高い場所を設定すること。
- (3) 送迎時の安全を確保できる大きな駐車場を整備すること。
- (4) 災害時に避難場所としての機能を備えること。
- (5) 送迎に係る時間を考慮すること。(車の送迎で15分以内)
- (6) 園舎の建設計画には、建設検討委員会(仮称)を設置し、特に幼稚園教諭・保育士の意見を取り入れること。

### 5. 通園手段について

- (1) スクールバスの配備又は路線バス等の利用を含め通園手段について検討すること。

### 6. その他

- (1) 児童館と学童保育について、地域の格差を無くし、同一のサービスが受けられるよう検討すること。
- (2) 町民に情報が届くよう配慮すること。
- (3) 認定こども園にスムーズに移行できるよう、幼稚園、保育所(園)に通う幼児の交流事業を積極的に実施すること。

与謝野町長 山 添 藤 真 様

与謝野町子ども・子育て会議  
会長 足 立 経 彦

与謝野町子ども・子育て支援事業計画等について（答申）

平成25年7月5日付け25与福第184号により諮問を受けた「与謝野町子ども・子育て支援事業計画等について」の審議事項のうち、

- 「与謝野町子ども・子育て支援事業計画」について
- 学校等の適正規模適正配置に関する与謝野町教育委員会基本方針について  
下記のとおり答申いたします。

#### 記

与謝野町子ども・子育て会議における審議について、まず、子ども・子育て支援事業計画の策定については、住民へのニーズ調査結果に基づき、子どもたちにとって望ましい教育・保育環境とは何か、保護者にとって望ましい子育て環境とは何なのかという視点に立って、慎重審議のうえ、策定を行いました。

審議では、与謝野町の子育て支援について現状と課題を分析したうえで、今後の与謝野町における子育て支援については、3つの中学校区を単位として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育量の確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すことを基本としています。

また、これまで取組を進めてきた『与謝野町次世代育成支援行動計画』についても、計画の基本的な考え方等を継承し、子どもとその家庭にかかわる施策を体系化し、保健、福祉、教育、まちづくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものとなりました。

次に、学校等の適正規模適正配置に関する与謝野町教育委員会基本方針について、教育委員会の基本方針に基づき、児童生徒にとってより良い教育環境を整備、提供することを中心において審議を進めてきました。

審議の過程においては、教育委員会の基本方針に基づき、平成34年度までの児童数の推移と、各小学校の現状と課題を分析し、小学校の再編の必要性について協議したほか、再編による児童への影響をはじめ、保護者や地域への影響などについて調査、研究を含め、慎重に審議をしました。

審議の結果、与謝野町において運営している小学校9校の再編を進める意見が多く、諮問にある、教育委員会の基本方針に基づいた学校の再編を進めていくことについては、特に異論はありませんが、再編の時期に関しましては、平成34年度を目途とする一斉再編ではなく、再編が可能なエリア（地域）から速やかに再編を進めることとしていただきたい。

また、会議及び保護者との意見交換において、様々な意見がありましたので、これからの再編計画に当たって参考にさせていただくほか、今後も引き続き、地域住民の意見を聞きながら、合意形成のもと、学校の適正規模適正配置の整備を計画的に進めていただくことを要望し、答申といたします。

## 1 学校再編に向けた取組について

- (1) より良い教育環境を作っていくことを第一に考えること。
- (2) 地域及び保護者との合意形成のもと、進めること。
- (3) 認定こども園の設置と小学校の再編のタイミングに配慮すること。
- (4) 再編前の学校間の交流を行うこと。
- (5) 再編の際、教室数が不足する場合には、教室数を確保するなどの対策を講じること。

## 2 学校再編後の対応について

- (1) 居住地の関わりが持てるような地域教育を進めること。
- (2) 少人数制などで学力低下防止を図ること。
- (3) 大規模・中規模化しても、個々の児童の生活状況の把握に努めること。
- (4) 特別支援学級、ことばの教室を充実させること。